

議案第119号 大津市火災予防条例の 一部を改正する条例の制定について

令和5年9月19日（火）
消防局 予防課

蓄電池設備に係る基準の改正に関する事項

【改正概要及び背景】

蓄電池設備の従前の規制は、主に開放形鉛蓄電池を想定されているが、脱炭素社会の実現に向け、リチウムイオン蓄電池等の更なる普及の拡大や大容量化が見込まれることを踏まえ、蓄電池の種別や安全性に応じた内容となるよう所要の改正を行う。



【開放形鉛蓄電池】



【リチウムイオン蓄電池】

蓄電池設備に係る基準の 改正に関する事項

【改正内容】

(1) 蓄電池設備の単位の改正

蓄電池の単位「アンペアアワー・セル(Ah・セル)」を蓄電池の容量を表す「キロワット時(kWh)」に改正

■ アンペアアワー・セル(Ah・セル)
= 電流 × 時間 × 単電池数 (セル数)

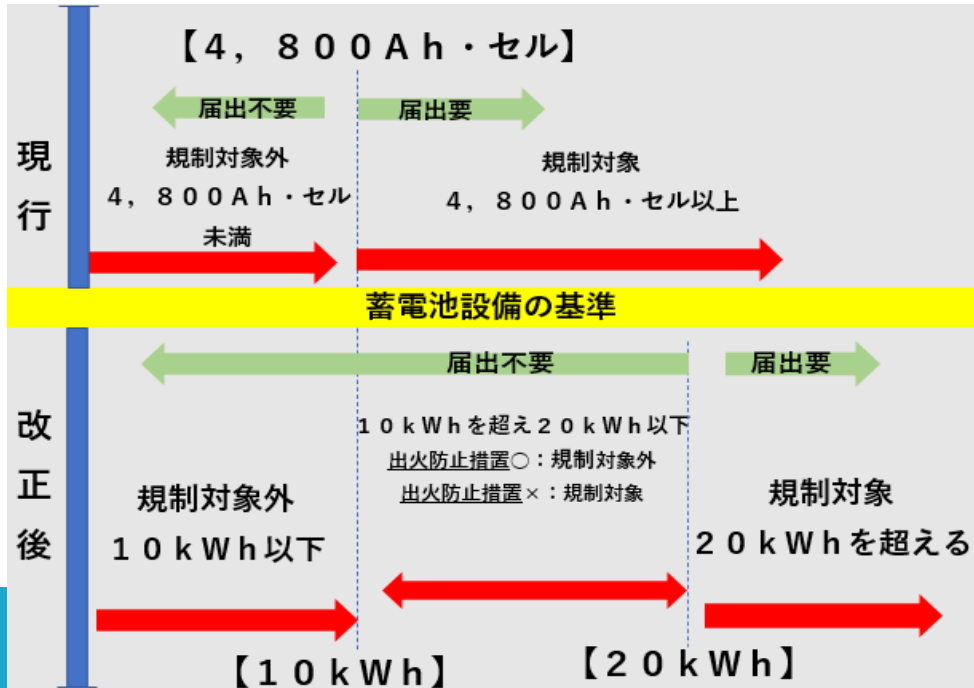
■ キロワット時(kWh)・・・蓄電池容量を表す
= 消費電力(キロワット) × 時間

蓄電池設備に係る基準の改正に関する事項

【改正内容】

(2) 規制対象の改正

蓄電池容量10キロワット時以下のもの及び10キロワット時を超え20キロワット時以下のもので出火防止措置が講じられたものは規制の対象外とする。



現行の基準である4,800Ah・セルを蓄電池容量(kWh)に換算すると9.6kWhになることから、安全基準値を10kWhとする。

蓄電池設備に係る基準の改正に関する事項

【改正内容】

(3) 蓄電池設備の設置基準

- 開放形鉛蓄電池を用いたもの以外について、耐酸性の床等上に設けなくてもよいこととする。



【開放形鉛蓄電池】

※開放形・・・電解液の補充が出来るもの
(漏れる可能性有)



【密閉形鉛蓄電池】

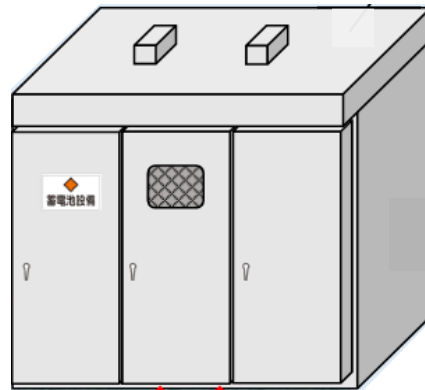
※密閉形・・・メンテナンス不要
(漏れる可能性無)

蓄電池設備に係る基準の改正に関する事項

【改正内容】

(4) 蓄電池設備の設置基準

- 屋外に設ける蓄電池設備について、雨水等の浸入防止措置が講じられれば、キュービクル式のものでなくても筐体に収められたものでよいこととする。



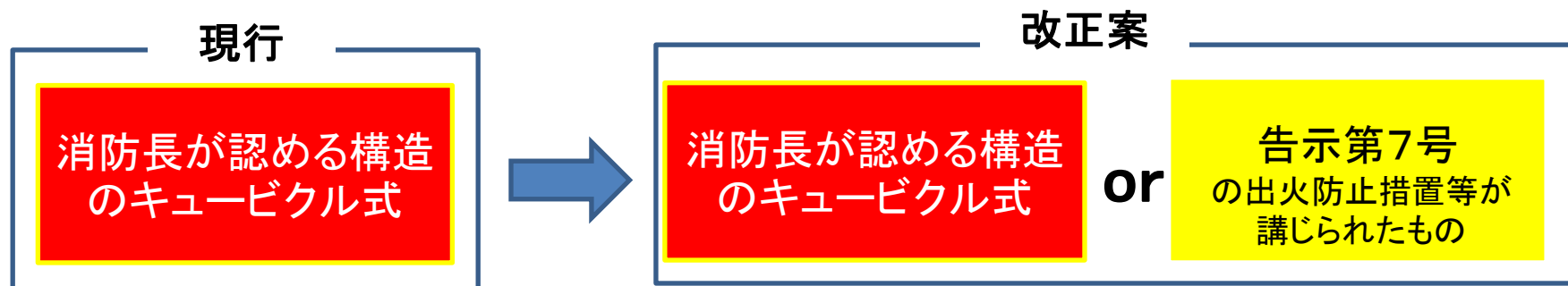
【キュービクル式蓄電池設備】

蓄電池設備に係る基準の改正に関する事項

【改正内容】

(5) 蓄電池設備の離隔距離

- 屋外に設ける蓄電池設備について、原則建築物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があり、現行では消防長が認める構造のキュービクル式のみ離隔距離を要しないものとされていたが、総務省消防庁により蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(告示第7号)が定められたため、離隔距離を要しないものとして追加する。



固体燃料を使用した厨房設備 の離隔距離に関する事項

【改正の背景】

厨房設備の離隔距離は現行では、「気体燃料」と「上記に分類されないもの」に分類される。

炭火焼き器等の固体燃料を用いた厨房設備については、「上記に分類されないもの」に該当するため、この適用については、過大な離隔距離が生じることとなり、設置の障壁となっている。

固体燃料を使用した厨房設備 の離隔距離に関する事項

【改正内容】

国の検討部会において確認された、安全な離隔距離を定めるための検証に基づき、新たに**固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離**を追加する。

【改正案】 別表第3

対象火気設備等又は対象火気器具等の種別				離隔距離 (c m)					備考	
				入力	上方	側方	前方	後方		
(省略)										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組み込み型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kw以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組み込み型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kw以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kw以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	30	30	
	上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	—	250	200	300	200		
—	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	—	150	100	200	100			
—	使用温度が300℃未満のもの	—	—	100	50	100	50			

追加